

# 横須賀市 介護報酬に係るQ&A【福祉用具】

(令和5年7月4日 介護保険課給付係)

No.	種別	分類	質問	回答
1	福祉用具貸与	軽度者レンタル	軽度者レンタルが認められる具体的な方法とはどのようなものか。	原則として、要介護2以上の方が車いすや特殊寝台をレンタル出来るが、要介護1の方でも介護認定時の認定基本調査の直近の結果を用い、その可否を判断する。判断できない場合は、医師の医学的所見が記載されたものとして①医師の診断書②主治医意見書③居宅サービス計画書のいずれかと、サービス担当者会議の記録を添付し、軽度者に対する(介護予防)福祉用具貸与確認書発行依頼書を介護保険課給付係に提出する必要がある。 また、ベッドと特殊寝台は使用目的が違うものなので、ベッド代わりに特殊寝台を利用することは認められない。 詳細は横須賀市ホームページを確認すること。 掲載箇所は、総合案内 > 健康福祉・子育て教育 > 福祉 > 介護・高齢者福祉 > 介護保険サービス事業者 > 軽度者に対する福祉用具の取扱いについて
2	福祉用具貸与	軽度者レンタル	利用者要介護1、急遽退院決定、在宅での生活のために福祉用具が必要となった。退院前日サービス担当者会議、急性憎悪化(パーキンソン病)で医師の助言もあり、車いす、床ずれ防止用具、特殊寝台及び特殊寝台付属品を軽度者レンタルで用意、翌日市役所に軽度者レンタル申請予定だったが、退院し自宅に戻った日の夜(軽度者レンタル申請前)に急死した。その場合、軽度者レンタルの申請自体できなくなってしまうのか。	申請可能である。 本来は福祉用具貸与前に申請をするものだが、緊急な場合は、利用者優先に対応されることは考慮されなければならない。 本件については、福祉用具レンタル開始日(退院当日)に急死となってしまったが、1日は福祉用具を使用している。また医師への状態像の確認及びサービス担当者会議等の一連の流れが行われており、軽度者レンタルの理由の必要性も適切であるため、申請日前に亡くなっていたとしても申請は可能である。
3	福祉用具貸与	同一品目	特殊寝台付属品の介助用ベルトについて、要介護者等とその介助者の分として2つ貸与することは可能か。	アセスメントの結果、要介護者等とその介助者の状態等から2つ使用することが必要と認められる場合は貸与可能。
4	福祉用具貸与	同一品目	現在、室外用の電動車イスと室内用の自走式車イスの2つを利用しているが、体調悪化し、車イスを自走することが困難になってきたため、室内でも電動車イス(サイズを外用より小さいもの)を使いたい。室内の自走式車イスを電動車イスに変更し、電動車イスを2台貸与することは可能か。	車イスを内、外で複数貸与することは必要性に応じ可能としているところ。 そのため、室内で使用する車イスについて電動にしなければならない理由及び内、外で共用のものではなく(例えば今回の貸与を機に小さいサイズで内外兼用として使う事も有り得る)それぞれに使い分ける明確な理由がある場合には、サービス担当者会議等で必要性を確認した上で複数の電動車イスを利用する事は可能。 ただし、この場合において、外用とは別に室内用に車イスを電動と自走式と複数貸与することはできない。
5	福祉用具貸与	同一品目	認知症老人徘徊感知機器を2台貸与したいが可能か。 要介護4の利用者で、ベッドから起き上がり、玄関で転倒して骨折したが現在回復期にある。今までは片側から降りていてセンサーマットを1か所貸与していたが、体が動くようになり、マットのない反対側からもおりるようになった。トイレも介助で行っており、介助者は降りた時にすぐに駆けつけてトイレに連れて行ったり、歩行介助が必要である。	サービス担当者会議等で意見照会したうえで必要性が認められるようであれば、2台貸与することも可能。
6	福祉用具貸与	同一品目	認知症老人徘徊感知機器を1台貸与しているが、今後は隣家の家族も同居家族と一緒に面倒をみようと考えている。センサー1台に対して通報機を2台貸与することは可能か。	認知症老人徘徊感知機器はセンサーにより感知し、家族、隣人等へ通報するものとされており、制度上、自宅以外への通報も想定していると考えられる。そのため、自宅と隣家に設置する場合など、利用者の状態や支援体制を踏まえ、サービス担当者会議等で処遇上必要であると認められるのであれば、通報機を複数貸与することも差し支えない。

7	福祉用具貸与	同一品目	歩行器について、屋内用・屋外用の2台貸与できるか。	貸与については同一品目の貸与に制限はないため、適正なケアマネジメントにより必要があれば可能である。
8	福祉用具貸与	同一品目	両手で杖を使いたいため、4点歩行つえを2本貸与するのは可能か。	貸与については同一品目の貸与に制限はないため、適正なケアマネジメントにより必要があれば可能である。
9	福祉用具貸与	付属品	付属品のみを貸与することは可能か。	車いす、特殊寝台の付属品は一体的に貸与されることが前提なので、付属品だけのレンタルはできない。ただし、本人がすでに本体商品を所有している場合は、付属品を追加的に貸与することは可能である。
10	福祉用具貸与	付属品	家の内外で車椅子を利用するため車椅子を2台貸与している場合、後から同様に当該車椅子と一体的に利用するために必要な車椅子付属品も複数貸与することは可能か。	それぞれの用途で車椅子の貸与が必要であり、さらに車椅子と一体的に利用され利用効果の増進に資する事が期待できる付属品であれば複数貸与することは可能。
11	福祉用具貸与	その他	半年に1回公表される福祉用具貸与の価格の上限設定に伴い、単位数を下げる場合、再度福祉用具サービス計画書に同意を得る必要はあるか。	福祉用具サービス計画書に単位数の記載があるのであれば、再度福祉用具サービス計画書に同意を得る必要がある。 また、福祉用具サービス計画書に単位数の記載がない場合でも、利用者に単位数の変更を説明し了承を得たことがわかる記録を残しておくことが望ましい。
12	福祉用具貸与	その他	福祉用具貸与の場合、ケアプラン変更時・その他必要時にもサービス担当者会議が必要であるが、 ①利用者不在時にサービス担当者会議を開けるのか。 ②全ての居宅サービスの担当者を集める必要はあるか。	①平成27年4月からサービス担当者会議については利用者及びその家族の参加を基本としつつ、ケアプランに位置付けた居宅サービス事業者等の担当者を召集して行うものとなった。なお、利用者及びその家族の参加が望ましくない(虐待ケース)場合は、必ずしも参加を求めていることに留意すること。 ②福祉用具貸与にかかるサービス担当者会議は利用者の状況を把握し、ケアプランに位置づけた上でその必要性について専門的な見地から意見集約されるものであるため、全ての指定居宅サービスの担当者が集まって会議を行うことが原則である。福祉用具専門相談員がやむを得ない事由で欠席する場合は、どのような事由で参加できなかったか記録に残しておくこと。 なお、サービス担当者会議で検討がなされないまま貸与された福祉用具は給付対象から除外されるので注意しなくてはならない。
13	福祉用具貸与	その他	月の途中で要支援から要介護に変更した利用者について、福祉用具貸与の請求方法は、予防給付と介護給付でそれぞれ分けて請求することになるのか、それとも1月分をまとめて請求することになるのか。	福祉用具貸与は原則日割りであるため、それぞれの認定期間と利用状況に応じた請求を行うべきである。しかし、契約内容が半月単位や月単位となっている場合は、それぞれの契約に基づいて予防給付又は介護給付の請求を行うことは差し支えない。 なお、1月単位の契約をしている場合は、1月に同一の福祉用具を予防と介護の2倍分の請求を行うことは適切ではなく、月の後半の介護度に応じた1月分の請求を行うことが望ましい。
14	福祉用具貸与	その他	福祉用具専門相談員以外の者又は第三者に行わせることができる業務の範囲を教えてください。 福祉用具の調整等は他の事業者へ委託可能か。	福祉用具の運搬、回収、修理、保管、消毒等の利用者のサービスの利用に直接影響を及ぼさない業務については、委託可能である。 利用者宅にて行う福祉用具の調整等は、利用者への直接的なサービス提供であると考えられるため、委託を行うことはできない。

15	特定福祉用具販売	腰掛便座	ウォシュレット付補高便座は購入可能か。	ひとつの商品として補高便座とウォシュレット機能が分離できない場合は、福祉用具購入の対象と認められる。ただし、補高便座とウォシュレット機能が一体的となった商品と同じメーカーで同じタイプの分離した商品が存在する場合は、補高便座部分のみ福祉用具購入の対象となる。
16	特定福祉用具販売	入浴補助用具	知り合いの大工に頼んで風呂のすのこを作成してもらったが、給付されるか。	給付できない。 平成18年4月から法改正され、指定事業所のみでの購入品が対象となったため、ケアプランに位置付ける必要性や福祉用具専門員による必要理由及び説明、適した物品の選択を提供する等の理由によるものである。
17	特定福祉用具販売	入浴補助用具	1年前にシャワーチェアを購入したが、体重増等による身体変化があり体に合わなくなったため、再度購入は可能か。	原則、同一種目の購入は1度限りとなっている。例外として破損(耐用年数5年)や要介護者等の介護の必要の程度が著しく高くなった等の特別の事情がある場合で保険者が必要と認めるときには再度購入も可能である。 よって、アセスメント及び担当者会議の結果の必要性が特別の事情に当たるかを保険者に相談すること。
18	特定福祉用具販売	入浴補助用具	軽費老人ホームに入所中。自室に浴室はなく、共同浴室で入浴(施設では共用のシャワーチェアが整備されている)をするが、衛生面には特に注意したいため、自分専用のシャワーチェアを購入したい。保険給付の対象となるか。	軽費老人ホームでも特定施設でなければ、一般の在宅扱いとなるため、支給対象となる。 本件のように施設で整備されているのであれば、購入の必要性が適切かどうか判断し、いたずらに購入することのないよう留意されたい。なお、あくまでも利用者本人のための支援であることから複数利用者で共用するために購入するものについては支給対象外。